

報告事項 ア

新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組状況等について

新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組状況等について、別紙のとおり報告します。

令和7年8月4日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

新 鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプランの取組状況等について

令和7年8月4日

教育人材開発課

1 概要

教職員の多忙解消・負担軽減の取組推進のため、令和3年4月に策定、令和6年4月に一部改訂した「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」（以下「新カイゼンプラン」という。）について、令和6年度における主な取組状況及び長時間勤務者の状況を報告する。

2 新カイゼンプランの概要

(1) 目的

教員がこれまでの働き方を見直し、教員がこれまでの学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う。

(2) 計画期間

3年間（令和6年度～令和8年度）

(3) 目標

時間外業務が月45時間、年間360時間を超える長時間勤務者の解消

(4) 取組内容

新たな視点、要素による業務カイゼンを進めるため、「1. 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備」「2. 教員以外の人材の活用、配置」「3. 業務の見直し・削減」「4. 部活動の在り方の見直し」を取組の柱として活動を進める。

特に、『ICT等の活用による業務の削減、効率化推進』、『学校及び教員が担う業務の適正化』、『部活動の地域連携・地域移行の取組の推進』を重点取組事項とし、取組を強化した。

3 令和6年度における主な取組

(1) 業務カイゼンを推進するための枠組みや体制の整備

- ・学校業務カイゼン活動推進検討会等を3回実施し、各種取組について全県的な視点で検討した。
- ・休日確保の意識向上に向け、体験的学習活動等休業日を一部の市町（4市町）及び県立学校（27校）で設定した。令和6年度は倉吉市の小中学校（15校）に新規に導入された。
→関連して、休業日に休暇を取得できない家庭等に配慮した放課後児童クラブにおける高校生のボランティア活動を、東部地区及び中部地区で企画・実施した。
※高校生は、「未来の教師」育成プロジェクト拠点校の教員を目指す生徒が中心。

(2) 教員以外の人材の活用、配置

- ・教員業務支援員、部活動指導員、外部指導者の配置を継続した。特に教員業務支援員については、文部科学省の全公立小中学校への配置方針等も踏まえ、小中学校への配置を大幅に拡充した。
※県内公立学校への教員業務支援員配置数 R5:64人 R6:107人 R7:112人
- ・学校・教員業務の役割分担の見直しや業務範囲の適正化、学校行事の精選、連絡手段のデジタル化など、学校における働き方改革について保護者・地域の方へ理解・協力を求めるチラシを作成。各学校よりマチコミメールや学校運営協議会等を活用して配付し、取組を推進した。

(3) 業務の見直し・削減

- ・ICTの活用による業務の削減、効率化を推進した。
→高等学校17校及び一部の中学校で、AI自動採点システムを活用。（採点業務の大幅な効率化）
一部の高等学校においては、高校入試採点にも試行的に導入。
→多くの学校で、欠席連絡や保護者連絡にGoogle Formsやマチコミメールを活用。（連絡業務の効率化、配布物印刷の削減）
- ・各校種における「チーム担任制」など、従来の制度に捉われない担任のあり方について検討し、児童生徒への教育効果を向上しつつ担任業務の負担軽減となる取組について、全県への展開を図った。

(4) 部活動の在り方の見直し

- ・運動部活動在り方検討会を実施し、地域連携・地域移行の取組について検討した。
- ・令和5年8月に「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定。令和6年度は「改革推進期間（令和5年度～7年度）」として、各市町村の状況に応じた部活動改革の方向性等について検討し、県、市町村、関係団体が連携して取組を推進した。

4 令和7年度以降の取組

新カイゼンプランの重点取組事項を中心に、必要な人員配置や施策実施に係る予算措置を行うとともに、学校の働き方改革の推進に係る広報活動や、好事例の取組の全県への水平展開について、学校業務カイゼン活動推進検討会での検討等を通して、推進していく。

5 令和6年度の長時間勤務者及び時間外業務時間の状況

(1) 長時間勤務者の人数

校種	月45時間超人数(※)			年間360時間超人数			(参考)月80時間超人数(※)		
	R5	R6	増減	R5	R6	増減	R5	R6	増減
小学校	430.3人 (17.4%)	395.7人 (16.3%)	△34.6人 (△1.1pt)	974人 (39.4%)	921人 (37.9%)	△53人 (△1.5pt)	21.6人 (0.9%)	15.5人 (0.6%)	△6.1人 (△0.2pt)
中学校	328.5人 (23.9%)	304.7人 (22.2%)	△23.8人 (△1.7pt)	629人 (45.7%)	583人 (42.4%)	△46人 (△3.3pt)	39.0人 (2.8%)	35.3人 (2.6%)	△3.7人 (△0.3pt)
義務教育学校	31.6人 (19.1%)	27.7人 (17.3%)	△3.9人 (△1.8pt)	76人 (46.1%)	59人 (36.9%)	△17人 (△9.2pt)	2.2人 (1.3%)	1.3人 (0.8%)	△0.8人 (△0.5pt)
高等学校	63.4人 (4.6%)	70.1人 (5.1%)	+6.7人 (+0.5pt)	195人 (14.3%)	214人 (15.7%)	+19人 (+1.4pt)	1.9人 (0.1%)	2.3人 (0.2%)	+0.4人 (+0.0pt)
特別支援学校	16.9人 (2.4%)	16.8人 (2.4%)	△0.1人 (△0.0pt)	61人 (8.6%)	54人 (7.6%)	△7人 (△1.0pt)	0.6人 (0.1%)	0.3人 (0.0%)	△0.3人 (△0.0pt)

集計対象：教職員(管理職、事務職員、常勤講師を含む。会計年度任用職員は含まない。)

※1ヵ月当たりの平均人数(年間延べ人数÷月数)

- ・小、中、義務教育学校、特別支援学校では着実に長時間勤務者の減少が進んだ一方、高等学校では月45時間超人数、年間360時間超人数が共に増加するなど、新型コロナの5類移行から1年以上が経過し、学校活動や部活動等が活発化したことによるとみられる課題もあった。
- ・なお、文部科学省調査による全国平均と比較すると、鳥取県の長時間勤務者の割合は低く、相対的に学校の働き方改革は進んでいる状況だが、「長時間勤務者の解消」に向け、引き続き注力が必要。

(参考)時間外業務時間が月45時間を超える教諭の割合(令和5年度間)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
全国平均	24.8%	42.5%	28.2%	8.4%

「令和6年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査(文部科学省/R6.12公表)」を一部加工し作成。

(2) 月一人あたりの時間外業務時間(教員)

教職員の大半を占め、時間外業務時間が多い傾向にある教員の時間外業務時間は下表のとおり。

校種	R5	R6	(内訳)					
			担任業務	分掌業務	教材研究	教科業務	部活動	その他
小学校	26.2h	24.6h	57%	24%	9%	1%	0%	9%
中学校	30.1h	29.1h	20%	29%	11%	8%	25%	7%
義務教育学校	27.4h	25.8h	27%	33%	11%	7%	14%	8%
高等学校	15.7h	15.9h	6%	16%	9%	13%	49%	7%
特別支援学校	11.7h	11.1h	29%	36%	16%	8%	0%	11%

集計対象：教員(常勤講師を含む。管理職、事務職員、会計年度任用職員は含まない。)

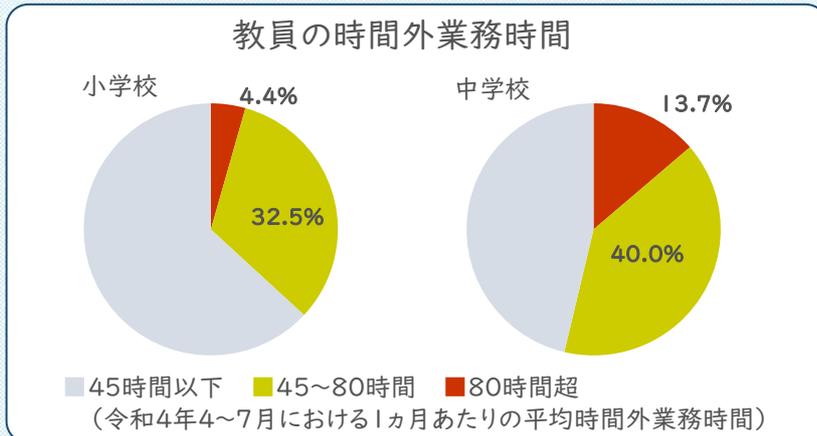
【校種ごとの時間外業務となる主な要因】

小学校	「担任業務」が時間外の主要因。担任が1日を通して教室で児童と向き合い、必要な業務を児童下校後に行う必要があり、その業務内容も多様化、複雑化していることから、長時間勤務となっている。
中学校	「分掌業務」と「部活動」が時間外の主要因。部活動終了後に分掌業務を含めた各種業務を行うことから、長時間勤務となっている例が多い。
高等学校	「部活動」が時間外の主要因。練習試合や大会で宿泊を伴う県外遠征を行う時期に特に長時間勤務となりやすい。
特別支援学校	「担任業務」と「分掌業務」が時間外の主要因。他校種と比較して長時間勤務者の割合は低いが、児童生徒一人ひとりに個別の授業準備等の対応を行う中、児童生徒に関する関係機関との会議の増加等もあり、業務量は増加している。

鳥取県の子どもたちのため、 各学校での働き方改革に ご協力をお願いします。



☑ 現在、教員の長時間勤務は深刻な状況です。



本来の勤務時間外に業務を行う時間が「過労死ライン」と呼ばれる月80時間を超える教員が数多くいます。

さらに法令では、時間外業務時間は原則として「月45時間を上限」とするよう定められており、対策が必要です。

文部科学省「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」をもとに作成

☑ このままだと、子どもたちに対して質の高い教育をできなくなって しまいます。働き方改革により状況を好転させ、新しい時代 に対応した効果的な教育を行うことを目指しています。



☑ 各学校で働き方改革に向け、学校・教員の業務を見直しています。 保護者・地域のみなさまの御理解・御協力をお願いします。

※詳しい内容は裏面をご覧ください。

令和5年8月に国から「教師を取り巻く環境は危機的状況にあると言っても過言ではなく、より持続可能な学校の指導・運営体制を構築していくためには、改めて教育に関わる全ての者の総力を結集して取り組む必要がある」という緊急提言が出されたところであり、鳥取県でも総力を挙げて働き方改革に取り組んでいます。

学校における働き方改革の主な内容

学校、教員が行っている業務や学校行事を見直しています。

保護者・地域のみなさまへ

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育てるため、地域学校協働活動等を通じ、子どもに関わる学校の活動について、保護者の方などとともに連携・協働や分担をお願いします。

(学校の活動に御協力いただいている例)

- 登下校の際の子どもたちの見守り活動
- 授業時間中や放課後における生活・学習支援
- 学校内の環境整備(草刈り・花壇整備等)



- ◆ 業務や行事の見直しにより、これまでのやり方とは異なる対応をすることもあります。御理解くださいますよう、お願いします。

国は、学校・教員が現在行っている業務について、「教員が専門性を発揮できる業務であるか」「児童生徒の生命・安全にかかわる業務であるか」といった観点から、役割分担を見直し、学校・教員が行う業務範囲の適正化を進める方針を示しており、鳥取県においても業務の分担の見直しを進めています。

また、学校行事についても、教育上真に必要な活動に注力するため、精選や統合、準備の簡素化を図っていきます。

現在学校が行っている業務	
教員が専門性を発揮し注力すべき業務	・授業等による学習指導 ・校内における児童生徒への支援・指導 ・学校運営 など
教員の行うべき業務だが、負担軽減が可能な業務	・学校行事の準備・運営 ・給食時の対応 ・授業準備 など
学校の業務だが、教員以外でも行うことができる業務	・児童生徒の休み時間における対応 ・校内清掃 ・部活動 など
基本的には学校以外が行うべき業務	・登下校に関する対応 ・放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・地域ボランティアとの連絡調整 など

これからも、注力して業務に取り組み効果的な教育活動を行っていきます。

精選や統合、準備の簡素化による負担軽減を図っていきます。

国は、これら3分類の業務について、役割分担や適正化を目指すこととしています。
家庭・地域の皆さまにも御協力いただき、教員が注力すべき業務に注力できる環境を作っていきます。

(平成31年1月25日 中央教育審議会答申を元に作成)

連絡手段のデジタル化、時間外における対応の見直しを進めています。

保護者・地域のみなさまへ

- ◆ 新たな連絡手段の導入(連絡手段のデジタル化)について、御理解をお願いします。
- ◆ 学校への連絡については、可能な限り勤務時間内に連絡いただく等、配慮をお願いします。

学校と保護者のみなさまの間での連絡手段のデジタル化は、双方にメリットがあり、全国的にも導入が進んでいます。鳥取県においても学校ごとにアプリの導入等によるデジタル化を進めています。

また、勤務時間外における早朝、夜間の電話等の対応は、留守番電話とするなど基本的には行わないこととしています。各学校で時間、方法等を設定し、お知らせしています。

導入例	従来の方法	デジタル化	保護者のみなさまのメリット	学校のメリット
日常的なお便りの配布(学校→保護者)	書類による配布	メール等による送付	児童生徒の出し忘れや紛失が無くなり、確認しやすくなる	印刷、配布業務の大幅な削減 紙・インクの節減
欠席・遅刻の連絡(保護者→学校)	電話連絡	アプリ等で登録	当日に電話がつかない等の時間ロスが無くなる	電話対応時間の大幅な削減 随時状況把握が可能になる
アンケート等の実施(学校→保護者→学校)	紙による実施	GoogleForms等による実施	スマートフォン等でいつでも回答が可能となる	印刷、配布、集計業務の大幅な削減、効率化

他にも、「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、各種取組を進めます。

詳しくはこちらをご覧ください → https://www.pref.tottori.lg.jp/gakkou_hatarakikata/



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条 第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日

【附則第1条関係】